

町制施行40周年記念

「三芳町の魅力をPRする写真」募集!!



三芳町の魅力を発信することを目的として、町デザイン名刺等に幅広く活用する写真やイラストを募集します。

募集の内容

三芳町の名所・イベント・名産・名物などを題材とした写真又はイラスト

応募方法

○デジタル写真やパソコン作成による「画像データ」は、JPEG形式で3MB以内のものを、応募票とともにメールで送付してください。

○フィルム写真などの「紙媒体」は、サイズL(89mm×127mm)～4ツ切(254mm×305mm)以内のものを、応募票とともに郵送してください。

※募集案内・応募票は、町内各公共施設のほか、町ホームページからも入手できます。

応募資格

三芳町在住を問わず、三芳町に愛着のある方であれば応募可能です。

応募点数 1人につき2点以内
 募集期間 7月30日(金)まで(当日消印有効)
 選定方法

一般住民による投票などを経て選定委員会で選定し、採用を決定します。

その他

募集案内の「◆応募上の注意」をよくお読みのうえ応募ください。

採用された作品は、デザイン名刺に使用させていただくほか、町の刊行物等に使用させていただきます。

問い合わせ・送付先

総合政策課政策推進係
 〒354-8555 三芳町大字藤久保1100-1
 (内線422・423)
 Eメール seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp

平成22年4月1日から 子ども手当が支給されます

次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から、中学校3年生(15歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している方に、子ども手当として児童一人につき月額一万三千円が支給されます。外国人の方も一定の要件を満たせば受給できます。

なお、児童手当法に基づく児童手当は、子ども手当の一部として支給される仕組みとなります。所得制限はありません。問い合わせ ことも支援課(内線167)

1. 額改定請求書の提出が必要

① これまで児童手当を受給している、平成22年度に中学校2年生、3年生のお子さんがいる方

2. 新たに認定請求書の提出が必要

① 児童手当の所得制限限度額を超過していた方
 ② お子さんの年齢が児童手当の支給要件に該当していなかった方(中学生以上のお子さんしかいなかった方)

③ 児童手当の支給要件に該当していたが、認定請求(申請)をしていなかった方
 ④ 児童手当が支給停止となっていた方

請求書のほかに必要なもの

- 印鑑
- 国民年金以外の年金に加入している方は、健康保険被保険者証等のコピー又は年金加入証明書
- 請求者名義の口座情報(請求者以外の方の名義は不可)
- その他に書類が必要になる場合があります。

原則として、申請月の翌月からの支給となりますが、上記1、2に該当する場合は、本年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に本年4月に遡って支給されます。それ以後は申請月の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

【支給額】平成22年度(本年4月分～来年3月分)については、一律月額13,000円

【支払時期】子ども手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。ただし、平成22年6月支給分については、2・3月分は児童手当(受給該当者)、4・5月分は子ども手当が支給されます。

こども医療費支給事業

中学生の通院も助成対象になりました!

平成22年4月診療分から中学生(1年～3年生)の通院分についても医療費の一部を助成いたします。

※H19.4月診療分から小学生(1年～6年生)の入院・通院の医療費の一部を助成開始

H20.10月診療分から中学生(1年～3年生)の入院のみ医療費の一部を助成開始

●医療費の助成を受けるには、登録申請(既に登録されている方は不要)及び医療費申請が必要です。

登録申請

【必要なもの】
 お子さんの保険証・預金通帳(生計維持者)

医療費申請

医療費を一時的に替えた後、窓口申請
 【必要なもの】
 領収書(受診者名・診療年月日・保険点数等記載のあるもの)・保険証・印鑑

※登録申請は、こども医療費の窓口申請をするときに一緒にできます。

※医療費の申請の効力は、医療費の支払い日から起算して5年です。

●登録申請及び医療費の申請窓口は、こども支援課・藤久保出張所・竹間沢出張所

問い合わせ ことも支援課(内線165)

男女共同参画推進会議委員の募集

男女共同参画を推進するために、あなたの力を活かしてみませんか?

男女が、家庭、学校、職場、地域社会などで対等な立場で責任を担いながら、それぞれの個性や能力をのびのびと発揮できる、そんな豊かで活力あるまちづくりを進めるために、三芳町男女共同参画推進会議委員を募集し、住民参画で取り組んでいきます。

活動内容

- 情報誌の企画・編集
- セミナーの企画・運営
- 男女共同参画推進施策への意見・提案
- 町内在住在勤在学の20歳以上の人(性別は問いません)
- 男女共同参画について興味のある人
- 主に平日の夜間及び日中開催の会議に出席できる人

応募方法

「応募動機」を簡単にまとめて、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記の上、総合政策課人権推進係まで持参・郵送・FAX・メールのいずれかで提出してください。

応募締切日 4月23日(金)必着

問い合わせ 総合政策課人権推進係
 〒354-8555 三芳町大字藤久保1100-1
 (内線404・405) FAX 27411055
 Eメール seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp

男女共同参画とは...

男女の人権が等しく尊重され、社会参加意欲にあふれた女性が自らの選択によって生き生きと活躍でき、男性も家庭や地域で人間らしい生き方を築き、お互いが支え合い、利益も責任も分かち合える、いわば女性と男性がパートナーシップで築き上げることをいいます。

